札幌市防災会議運営規程

昭和38年8月6日 第1回札幌市防災会議議決

(目的)

第1条 札幌市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本 法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号) 及び札幌市防災会議条例(昭和38年札幌市条例第1号)に定めるもののほか、こ の規定の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故があるときは、防災会議委員 (以下「委員」という。)である札幌市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

- 第3条 防災会議は、会長が招集する。
- 2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(代理出席)

- 第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席 させることができる。
- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事)

第5条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)

- 第6条 防災会議の権限に属する事務のうち、札幌市地域防災計画に係る軽微な修正 に関することについては、会長において、これを処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(決定事項の記録)

第7条 防災会議において決定した事項などの記録、その他の庶務は、危機管理対策 室において行うものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日より施行する。